

平成30年12月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成30年 12月27日 開会

平成30年 12月27日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第21号

平成30年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年12月20日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成30年12月27日（木）午後1時

2 場 所 宮古市役所議場

3 付議事件

（1）平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

（2）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 3 0 年 1 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日（木曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する
専決処分について

日程第 4 議案第 1 号 平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2
号）

日程第 5 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

出席議員（１２名）

１番 合 砂 丈 司 君
 ３番 八重樫 龍 介 君
 ５番 伊 藤 清 君
 ７番 畠 山 昌 典 君
 ９番 落 合 久 三 君
 １２番 菊 地 大 君

２番 木 村 誠 君
 ４番 黒 沢 一 成 君
 ６番 高 橋 秀 正 君
 ８番 畠 山 拓 雄 君
 １０番 尾 形 英 明 君
 １３番 藤 原 光 昭 君

欠席議員（１名）

１１番 阿 部 吉 衛 君

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長
 副 管 理 者 宮 古 市 副 市
 長
 事 務 局 長
 総 務 課 長
 施 設 課 長
 施 設 課 主 幹
 消 防 長
 消 防 次 長 兼 消 防 課 長
 総 務 課 長
 指 令 課 長

山 本 正 徳 君
 佐 藤 廣 昭 君
 鈴 木 登 志 美 君
 山 本 克 明 君
 田 中 晋 君
 坂 本 好 治 君
 沢 田 達 雄 君
 上 沢 隆 君
 畠 山 毅 君
 和 山 勝 富 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成30年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） まず、諸報告を行います。

議員派遣について報告をいたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議員の派遣を決定し、平成30年11月14日から11月16日まで、北海道小樽市、北しりべし広域クリーンセンターに行行政視察のため12名の議員を派遣いたしました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番、八重樫龍介君、4番、黒沢一成君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを報告いたします。

内容の説明を求めます。

鈴木事務局長。

- 事務局長（鈴木登志美君） 報告の1－1ページをお開き願います。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部の変更の協議に関する専決処分についてご報告いたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されており

ます宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項につきまして、次のページの専決処分書のとおりに専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告を行うものでございます。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、1－2ページ、専決処分書をお開き願います。

平成31年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること、及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

専決処分した年月日は、平成30年12月7日でございます。

なお、1－3ページ以降に、岩手県市町村総合事務組合規約の変更に係る内容等を添付してございます。

報告1－1ページにお戻り願います。

報告の朗読は省略させていただきます。

平成30年12月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、報告いたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何かご質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないので、本件はこれで終わります。

◎議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原光昭君） 日程第4、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたします。

議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,291万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,736万3,000円とするものでございます。

平成30年12月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び支給実績見込みによるものでございます。

内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、1－10ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括、比較の欄、給料が418万7,000円の減額、職員手当が652万1,000円の減額及び共済費が9万4,000円の増額、合計で1,061万4,000円の減額が今回の補正額の主なものとなります。

それでは、改めまして歳出をご説明いたしますので、1－6、1－7ページにお戻り願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

2、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費に係る補正のほか、13節委託料11万9,000円の増額は、職員採用試験問題集貸与等業務委託料、19節負担金補助及び交付金236万7,000円は、派遣職員人件費の補正によるものです。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費及び3目埋立処分地施設費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金は、人事異動及び支給実績による補正でございます。

4目し尿処理施設費、6目リサイクル施設費は、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費に係る補正のほか、1－8、1－9ページとなりますが、19節負担金補助及び交付金は、人事異動及び支給実績により補正するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページにお戻り願います。

1、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、補正額1,291万3,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額を踏まえ、1節総務を435万6,000円の減額、2節衛生を718万2,000円の減額、3節消防を137万5,000円減額するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

続きまして、議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、平成30年8月10日、人事院から国家公務員の給与等の改正について勧告がなされたことを踏まえ、先般、国会において関係改正法案が可決成立したことから、宮古地区広域行政組合におきましても同様に国の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当等の支給割合を改定しようとするものでございます。

本条例案からご説明いたします。

初めに、本条例案の改正でございますが、勤勉手当につきまして、一般職の平成30年12

月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の90から100分の95に改めるとともに、再任用職員の平成30年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の42.5から100分の47.5に改め、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、表の2の項についてご説明いたします。

2-1 ページから2-2 ページにかけてご覧願います。

第18条、期末手当につきましては、一般職の平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給をともに100分の130に改めるとともに、再任用職員の平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給割合を、ともに100分の72.5に改めるものでございます。

第19条、勤勉手当につきましては、一般職の平成31年以降6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の92.5に改めるとともに、再任用職員の平成31年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の45に改めるものでございます。

これらの手当につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

2-3 ページから2-6 ページまでの別表第1は、行政職給料表の改正でございます。

2-6 ページ中段から2-10ページまでの別表第2は、消防職給料表の改正でございます。

附則についてご説明いたしますので、2-10ページの下段をご覧ください。

第1項及び第2項につきましては、本条例の改正の施行期日等について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすとするものでございます。

第4項は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年12月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告の内容等に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたしました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 人数に関してなんですけれども、1－7ページと10ページなんですけれども、職員の人数を足していくと、1－7ページでは211人ですけれども、改正後は。改正前が214人で、それが1－10ページの一番上段だと思うんですけれども、改正後は213人になっているんですけれども、この数字で合っているのかどうかをお願いします。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 今回、年度途中で退職者がおります。その分の数字が違っておるということです。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 確認のため、現状が1－7ページでということでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） そのとおりでございます。当初の人数につきましては、予算要求のため、前年度10月の実績でもう予算要求します。今回の補正につきましては、平成30年度に入りまして、退職等により数字が動いているためでございます。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） それはわかるんですけれども、では、1－10ページのところの213という数字は、いつの時点の数字なんでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 大変申しわけございません。ちょっとこの数字のことなんですけど、再度こちらのほうで確認しましたら、改めて回答をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○4番（黒沢一成君） 了解しました。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 議案には賛成です。1号議案、2号議案に賛成でございますが、ちょっと確認したいところがあります。

1－7ページの2款総務費、一般管理費の中の19節派遣職員、これ何人いて、いつからいつまで派遣職員を何人やって、期間はいつまでという考えでおるのか、そこを知らせてください。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 派遣職員につきましては、総務課の職員となります。宮古市を含め、それぞれの構成市町村から派遣をいただいているというところでございます。その派遣の負担金でございます。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 俺の勘違いでした。俺また、派遣職員というから、震災後のこっちの感覚で今聞いたんですが、聞いてみて意味がわかりました。よろしく。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、これをもちまして、質疑終結といたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2, 9 1 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 0 7 7, 3 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分租金及び負担金		2,735,713	△12,913	2,722,800
	1 負担金	2,735,713	△12,913	2,722,800
補正されなかった款項にかかる額		354,563		354,563
** 歳 入 合 計 **		3,090,276	△12,913	3,077,363

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		261,224	△4,356	256,868
	1 総務管理費	260,854	△4,356	256,498
3 衛生費		885,793	△7,182	878,611
	2 清掃費	885,783	△7,182	878,601
4 消防費		1,902,250	△1,375	1,900,875
	1 消防費	1,902,250	△1,375	1,900,875
補正されなかった款項にかかる額		41,009		41,009
** 歳 出 合 計 **		3,090,276	△12,913	3,077,363

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 藤 原 光 昭

署 名 議 員 八 重 樫 龍 介

署 名 議 員 黒 沢 一 成